

旭地区第2次住居表示実施検討会

住居表示に関する 大切なお知らせ 第4号

新しい町の区域と町名(案) の検討を進めています！

平塚市では、「分かりやすく、訪ねやすいまちづくり」の実現を目指して、住居表示に関する法律に基づき、旭地区の住居表示を順次実施しております。

旭地区第2次（徳延・纏・河内）住居表示実施検討会にて、住居表示実施後の新しい町の区域と町名等について、検討を重ねてきました。現在検討している新しい町の区域と町名の詳細は、**裏面**をご参照ください。

検討会では、令和5年度内に検討結果を案としてまとめ、まとめた案を要望書として、平塚市長に提出することを目標に検討を進めていきます。



新しい町の区域及び町名の検討会案について

(住居表示実施後の)新しい町の区域及び町名について、右図のとおり検討会案として、検討しております。

新しい町の区域及び町名に関するご意見は、事務局(平塚市役所 都市整備課：0463-21-8783)までお寄せください。

【新しい町の区域(案)】

(主な特徴)

- ・町の区域は分かりやすいよう、道路や河川等の公共地物を境としています。
- ・河内、纏、公所、根坂間、万田の一部では、現在の町界等の状況を踏まえ、より分かりやすくするために、町界を変更しています。
- ・河内は町を2分割し、徳延は3分割、纏は4分割の区分けとします。

【新しい町名(案)】

現在の「大字名」に「丁目」を付けた町名として検討しています。

(新しい町名(案))

徳延(大字名)	纏(大字名)	河内(大字名)
徳延一丁目	纏一丁目	河内一丁目
徳延二丁目	纏二丁目	河内二丁目
徳延三丁目	纏三丁目	
	纏四丁目	

【参考】今後のスケジュール（予定）

年 度	内 容
令和5年度	検討結果を案としてまとめ、平塚市長へ提出
令和6年度	<ul style="list-style-type: none">平塚市住居表示審議会（市の附属機関）にて提出した検討結果案の諮問答申住居表示に関する法律に基づく公示平塚市議会へ上程
令和7年度	旭地区第2次（徳延・纏・河内）住居表示実施予定

住居表示の実施により、住所の表記が変わることで、**ご自身で住所変更の手続き**をしなければならないものがあります。手続きの詳細は、住所変更の時期に住居表示の手引き（手続き等が記載された冊子）の配付や、説明会等の開催により、別途ご案内を予定しております。

～～ 手続きの一例です ～～

◎ **手続き「不要」**: 行政(市や法務局等)が変更するもの（職権でできる）

例 住民基本台帳などの公簿類の住所欄、登記簿上の字名（表題部）
国民年金・厚生年金受給者、印鑑登録原票、国民健康保険被保険者証、
後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、㊤（小児）医療証、
児童扶養手当証書、上下水道、NTT（固定電話）、NHK 等

◎ **手続き「必要」**: 皆さんに住所変更手続きをお願いするもの（職権でできない）

例 マイナンバーカード、運転免許証、自動車の所有者・使用者、個人契約
の銀行や保険等、不動産登記簿の所有者等の住所 等

旭地区住居表示に関する「大切なお知らせ」は定期的に発行・配付しております。また、平塚市ホームページでも大切なお知らせや住居表示に関する情報を確認できますので、ご活用ください。

平塚市ホームページ→



令和5年9月

発行:旭地区第2次住居表示実施検討会 事務局:平塚市都市整備課

電話:21-8783(直通) 23-1111(代表) 内線2114